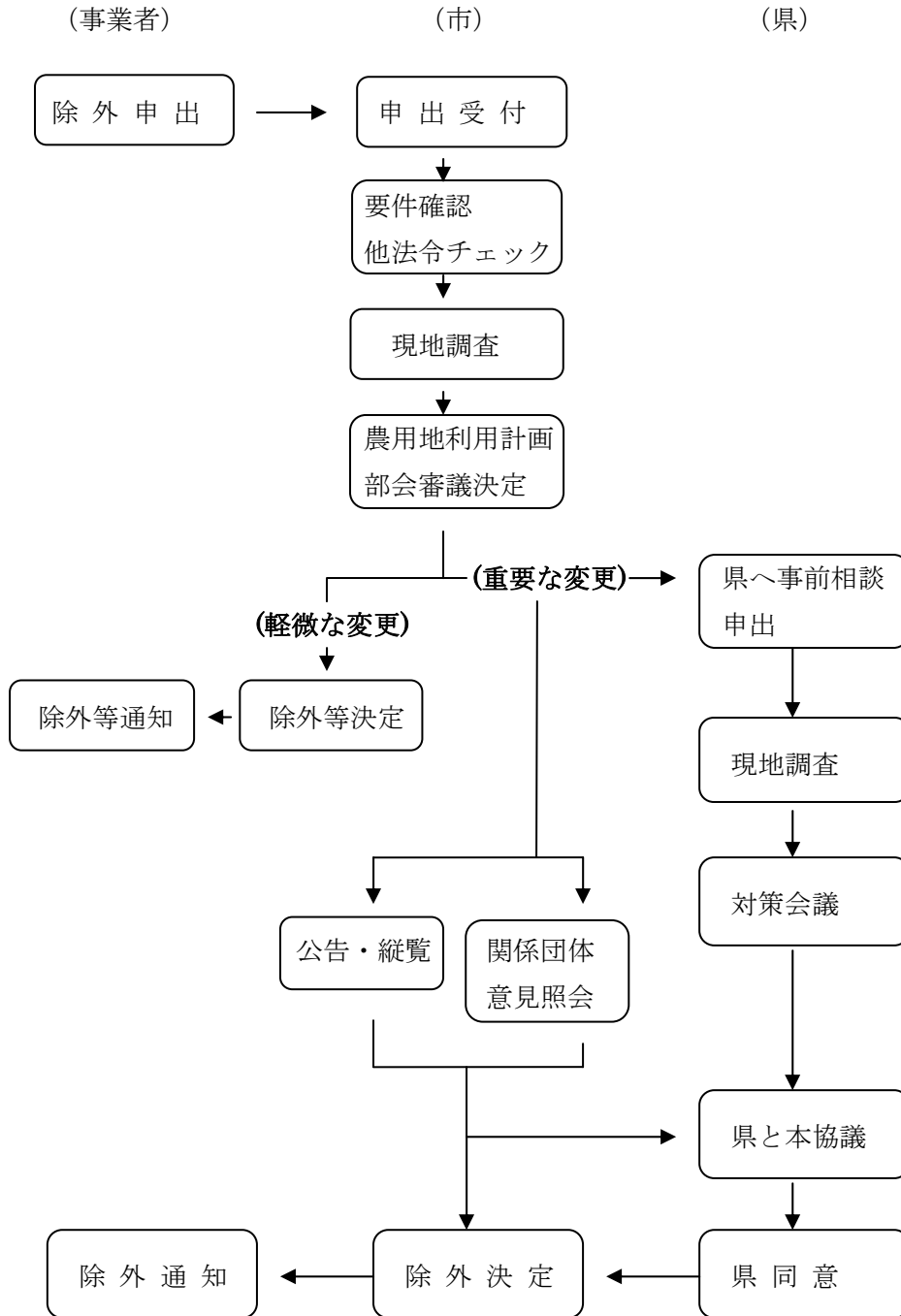


【農業振興地域除外等申出の手続について】

1 申出期間

年2回（上期：5/1～6/30、下期：10/1～11/30）

2 手続の流れ



※1 除外等手続は実際には「農用地利用計画の変更」としてまとめて行われます。

※2 農振農用地区域からの除外等が決定した土地については、その後利用目的に応じた農地法による転用手続が必要になります。